

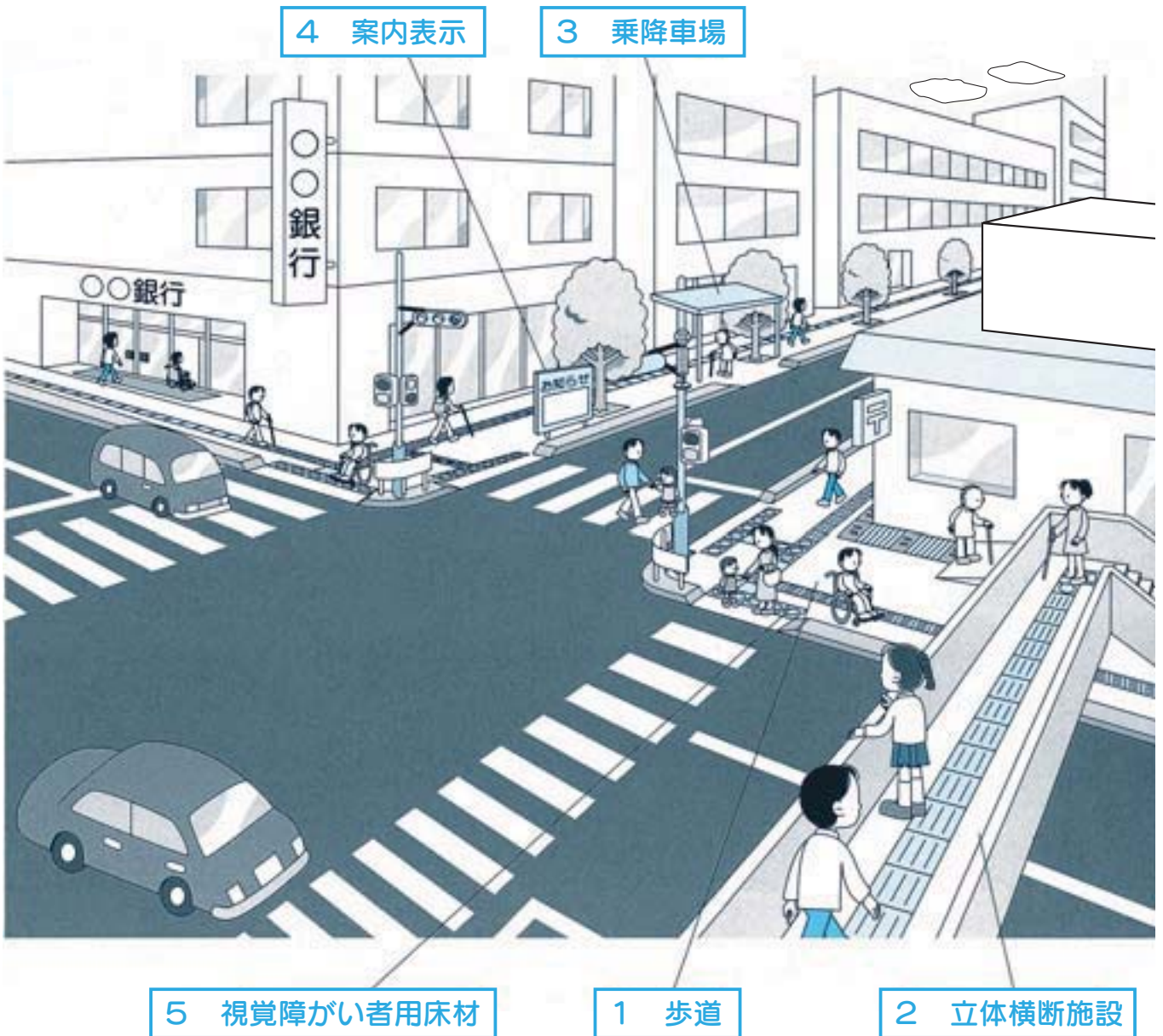
# 道 路

道路の主な整備箇所	131
1 歩道	132
2 立体横断施設	142
3 乗降車場	146
4 案内表示	148
5 視覚障がい者用床材	151





# 道路の主な整備箇所



概要

建築物

公園等

道路

公共交通機関の施設

路外駐車場

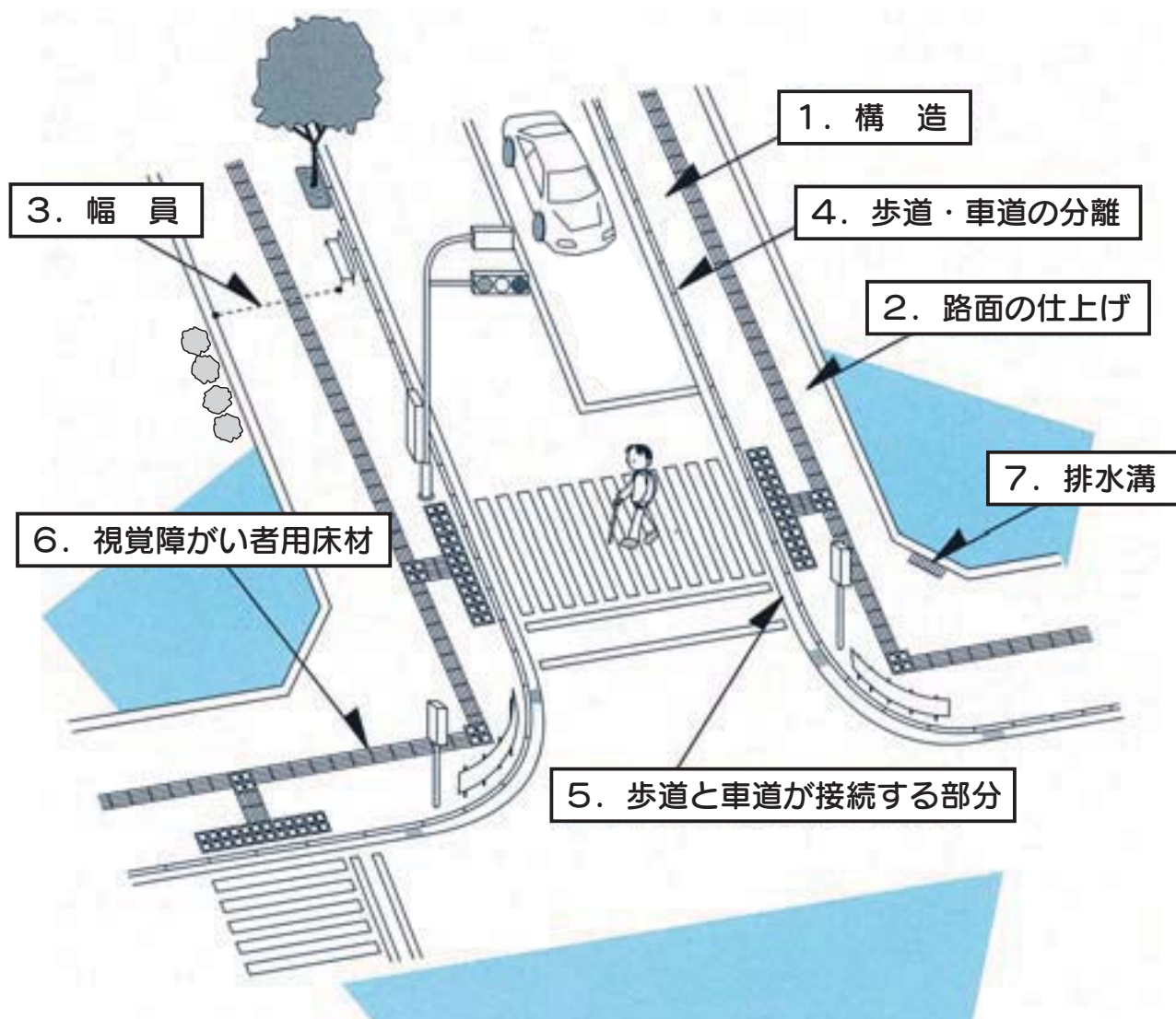
資料

# 1 歩 道

## 基本的な考え方

歩道は、まちにおける移動の重要な動線です。そのため、高齢者、障がい者等が円滑に利用できるよう、構造、幅員等に配慮することが必要です。さらに、状況に応じて視覚障がい者の誘導等に配慮した床材を敷設することも必要です。

## 整 備 項 目



### ●留意事項

- ▶ 歩道を対象とします。
- ▶ 整備基準は、歩道を、高齢者、障がい者等に配慮した構造とすることを求めています。

## 1. 構造

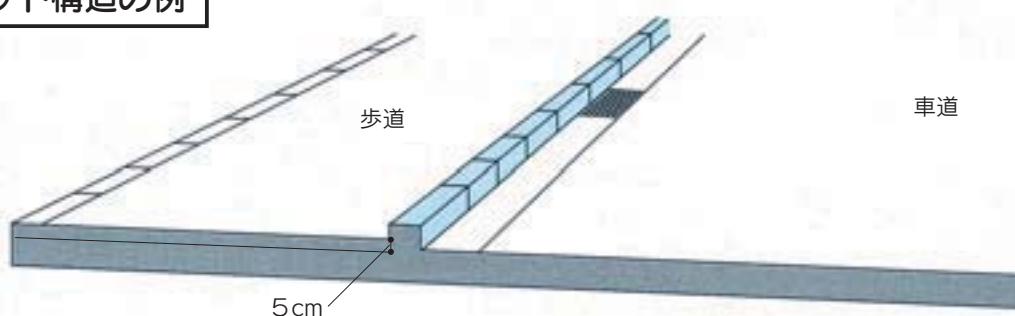
○原則としてセミフラット構造とします。ただし、これにより難しい場合においては、すりつけ部の縦断勾配を5%（地形の状況等によりやむを得ない場合にあっては、8%）以下とし、車両が歩道を横断する部分は、歩道が平坦となる部分を設けるよう配慮します。

♥照明施設を連続して設けることが望まれます。ただし、夜間における路面の照度が十分確保される場合は、この限りではありません。

→「セミフラット構造」とは、歩道（縁石を除く。）の車道等に対する高さが5cmを標準とするものです。

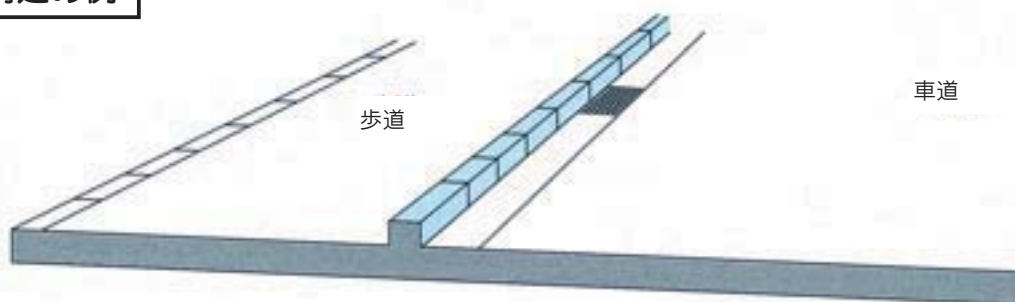
→「5%以下」とは、交差点や車乗り入れ部ですりつける必要がある場合で、車いすの登坂や雨天時等における安全性に配慮した勾配です。

### セミフラット構造の例



「セミフラット構造」では、歩道の車道に対する高さは、原則として5cmとします。

### フラット構造の例



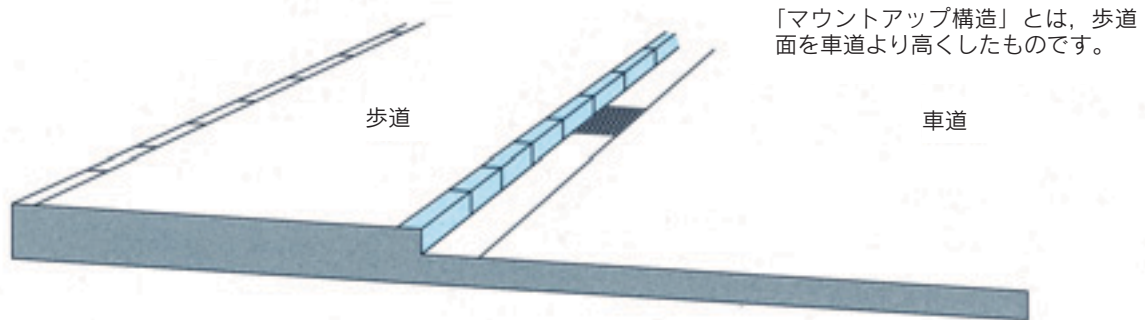
「フラット構造」とは、高齢者、障がい者等が円滑に通行できるように、切り下げが不要であり、連続した平坦性の確保を特徴とした構造です。

○：整備基準

♥：配慮を要する事項

→：解説

## マウントアップ構造の例



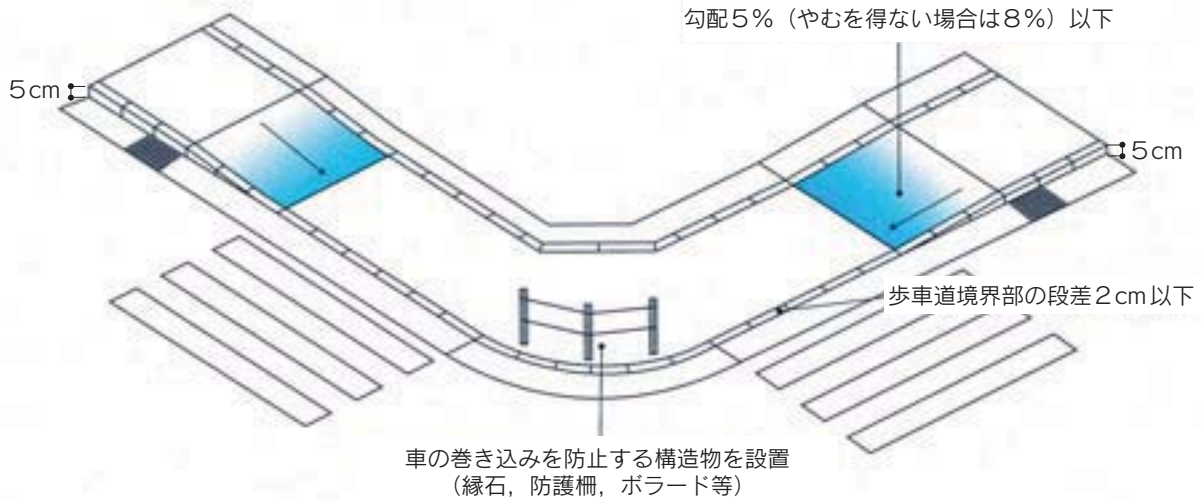
マウントアップ構造の歩道の交差点部等においては、歩道の切り下げが必要となります。  
マウントアップ構造の歩道を切り下げる場合には、縦断勾配だけでなく、横断勾配についても配慮します。

## 交差点部の切り下げの例

(図中、視覚障がい者用床材は、省略しています。)

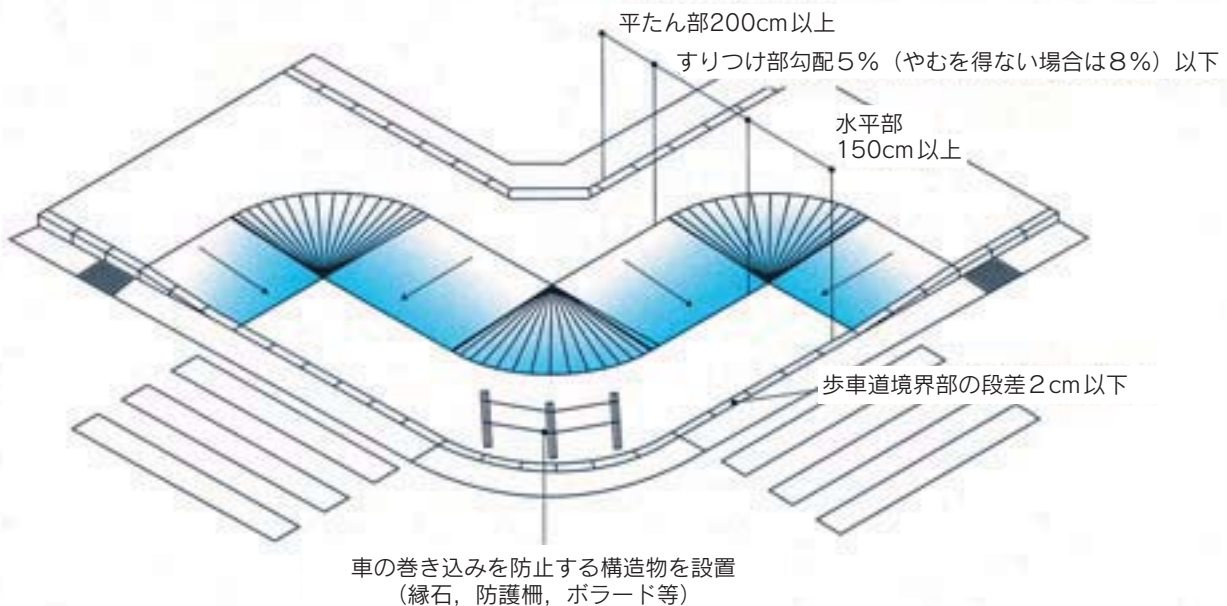
### 【全域にわたり切り下げた構造の例】

→沿道家屋に影響のない箇所においては、交差点全域にわたり切り下げる構造とします。



### 【広い歩道幅員を有する歩道で一部を切り下げた場合の例】

→広い幅員を有する歩道どうしが交差し全域で切り下げた場合、沿道家屋へ影響が出るような箇所においては、幅員200cm以上の平坦な歩行者動線を確保しながら、一部を切り下げる構造とします。



○：整備基準

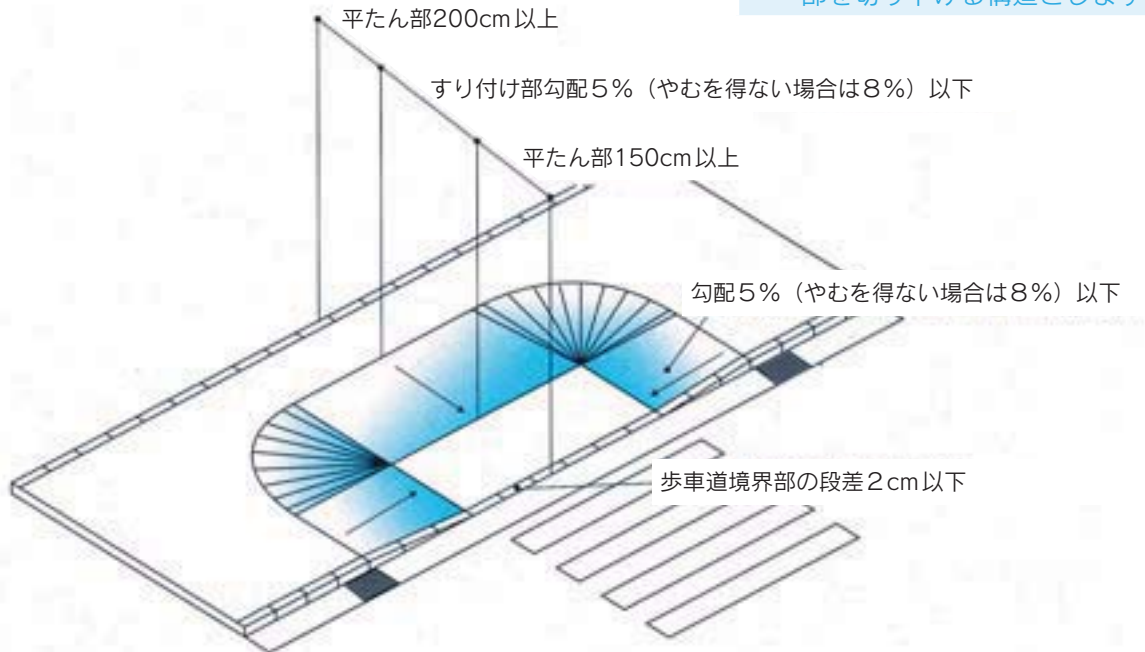
♥：配慮を要する事項

→：解説

## 交差点部以外の切り下げの例

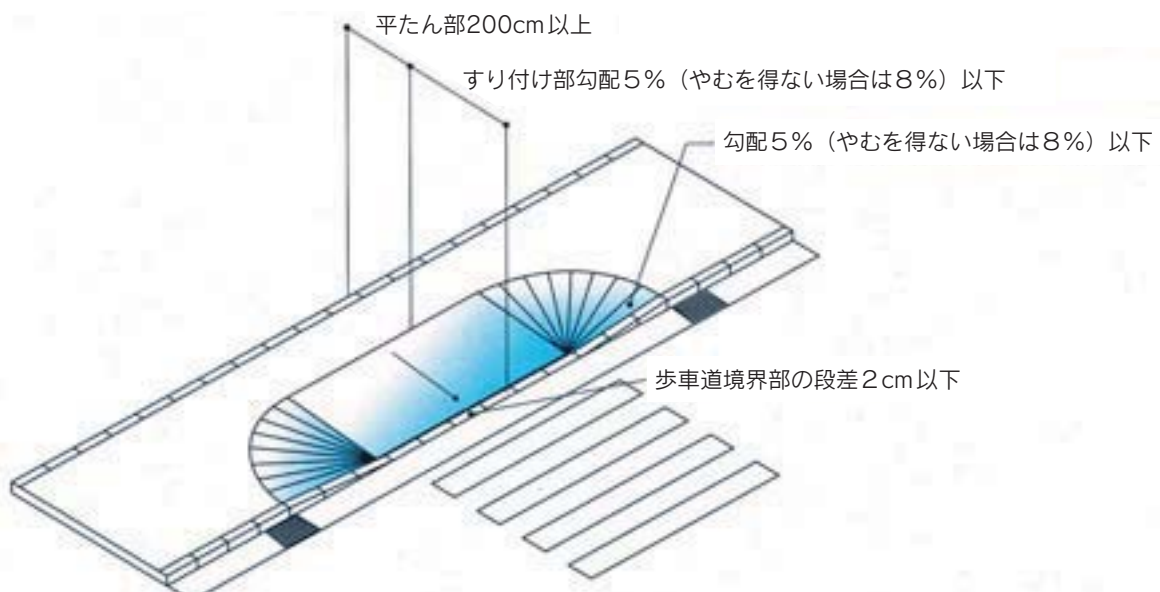
### 【広い歩道幅員を有する歩道で平坦部を設けた部分すり付けの例】

→ 広い幅員を有する歩道で、全域で切り下げた場合、沿道家屋へ影響が出るような箇所においては、幅員200cm以上の平坦な歩行者動線を確保しながら、一部を切り下げる構造とします。



### 【部分すり付けの例】

→ 幅員200cm以上の平坦な歩行者動線を確保しながら、一部を切り下げる構造とします。

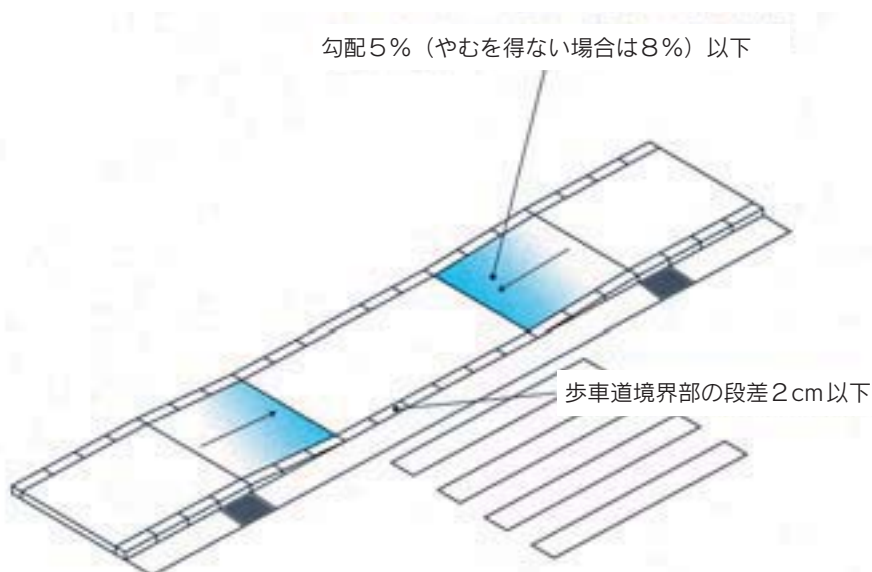


○：整備基準    ♥：配慮を要する事項    →：解説



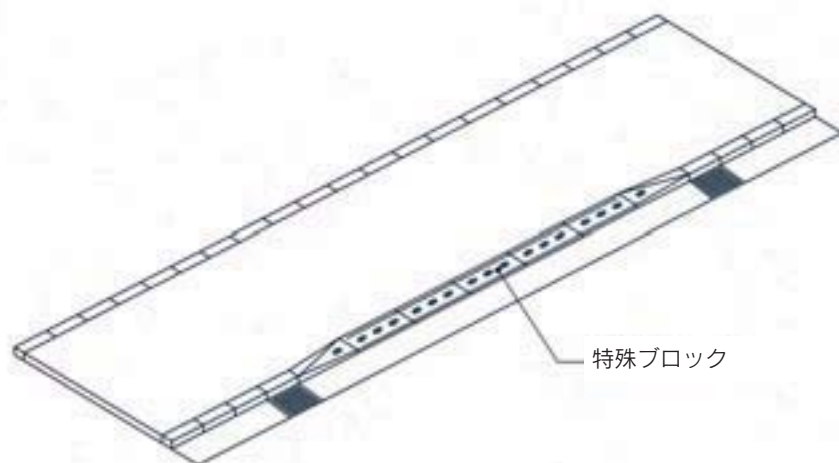
## 【全面切り下げの例】

→幅員が狭い箇所では、全域にわたり切り下げた場合、沿道家屋へ影響が出るような箇所においては、沿道家屋側の高さ調整若しくは車道の高さ調整により、歩道の平坦性を確保します。



## 【車両乗り入れを新たに造る場合の例】

→既存のマウントアップ構造の歩道に車両乗り入れを新たに造る場合、歩道の平坦性を確保するため、特殊ブロックを使用する方法もあります。  
→車両本体に縁石が接触しないよう検討した上で使用します。



○：整備基準

♥：配慮を要する事項

→：解説

## 2. 路面の仕上げ

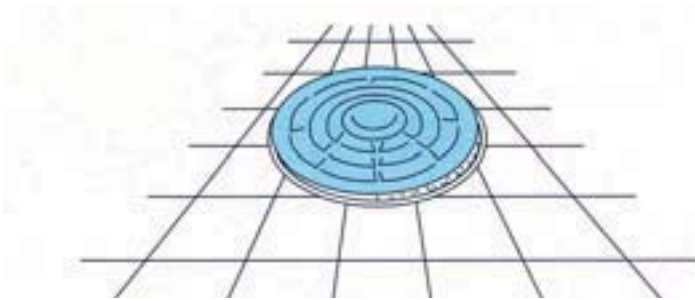
○路面は、平たんで滑りにくく、水はけのよい仕上げとし、かつ、横断勾配1%（地形の状況等によりやむを得ない場合は2%）以下とします。

- ♥歩道に占用しているマンホール等の蓋についても、平たん性の確保とともに、歩行性の良い材料を選択することが望まれます。
- ♥水たまりができる、歩みにくいだけでなく歩行の障害ともなるので、施工には、十分配慮することが望まれます。

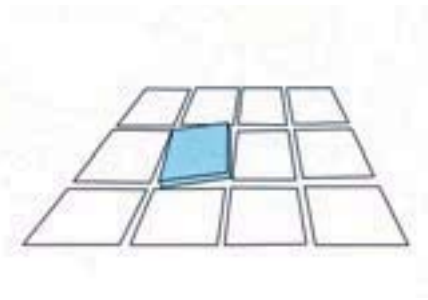
- 連続する凹凸が車いすやベビーカーの通行に不快な振動を与えないためです。
- 車いす使用者にとって横断勾配が大きいと、車いすがまっすぐに進みにくくなり大変不便です。
- 歩道の修景等を実施する場合には、高齢者、障がい者等にとって、わずかな凹凸や段差がつまずきや転倒の原因になるため、舗装材料の選択や目地に十分配慮します。特に天然石や磁器タイル等は、雨などで濡れると滑りやすくなります。
- 路面が滑らなすぎるのも、つまずきやすい原因となる場合もあるので、舗装材料の選択には、十分配慮します。
- 必要な箇所に透水性のある舗装材料を使用することが考えられます。

### 平たん性を阻害する要因の例

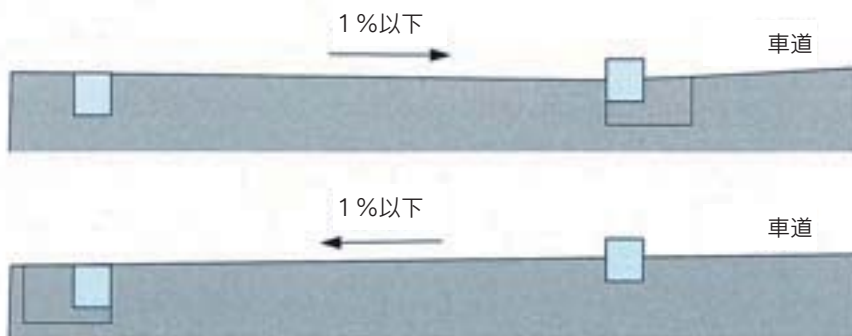
【マンホールの蓋のはずれ】



【床タイルのはずれ】



### 横断勾配



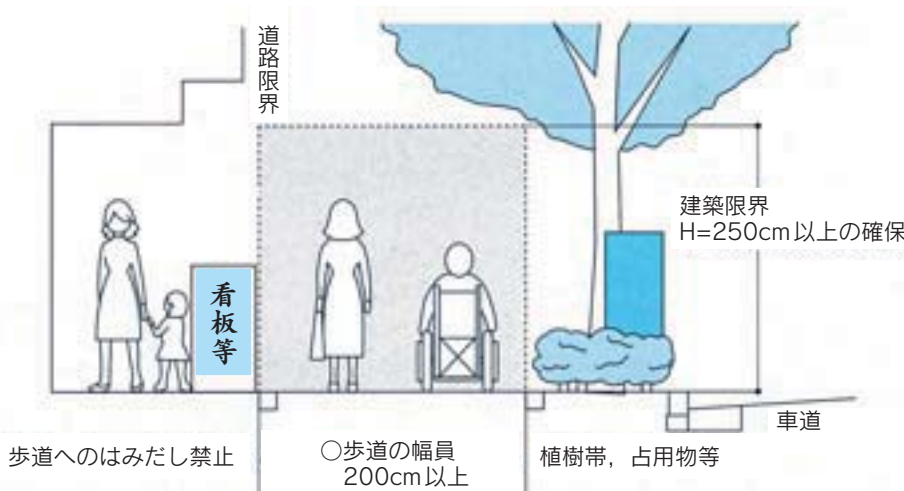
○：整備基準    ♥：配慮を要する事項    →：解説

### 3. 幅員

○歩道の幅員は、原則として200cm以上とします。

- 「幅員」は、有効幅員とし、利用可能な幅です。
- 「200cm」とは、車いすどうしが安心してすれちがえる幅です。
- 幅員の狭い道路において200cmの有効幅員の歩道を確保することが困難な箇所等やむを得ない場合は、極力歩行空間を確保するよう配慮します。
- 道路附属物、占用物等により歩道の有効幅員や建築限界が狭められないように配慮します。
- 植樹は、有効幅員の確保と緑化推進の見地から、樹種の選定や設置方法を工夫しながら施工します。

#### 幅員の考え方



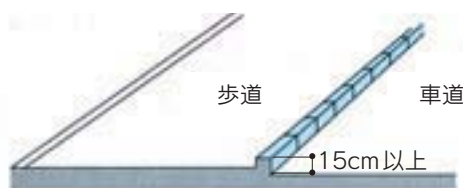
→「建築限界 (250cm)」とは、道路の上で歩行者等の交通の安全を確保するために、ある一定の幅、一定の高さの範囲内には障害となるような物を置いてはいけないという、空間確保のための限界です。

### 4. 歩道・車道の分離

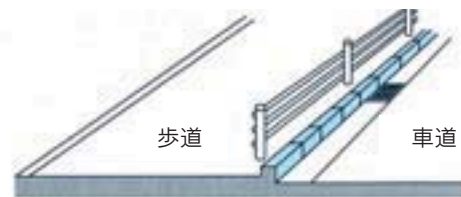
- 歩道と車道は、構造上明確に分離します。
- 縁石の車道等に対する高さは15cm以上とします。

- 縁石、防護柵等により分離します。
- 安全かつ円滑な通行止、必要がある場合は、歩道と車道間に植樹帯、並木又は柵を設けます。

#### 縁石で分離する例



#### 防護柵と縁石で分離する例



○：整備基準    ♥：配慮を要する事項    →：解説

## 5. 歩道と車道が接続する部分

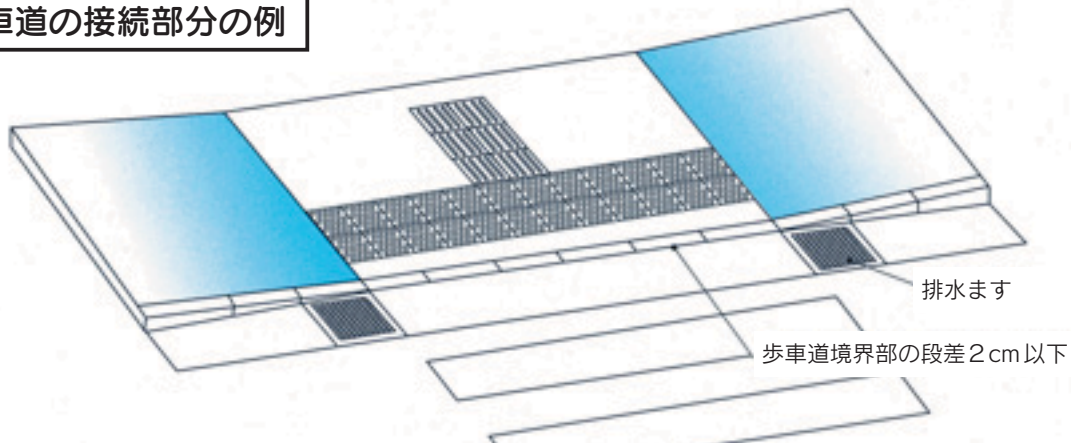
○歩道の巻込部並びに横断歩道における歩道と車道とのすりつけ部及び横断歩道における中央分離帯と車道とのすりつけ部の段差は、2cm以下とし、かつ、車いす使用者が通過する際に支障とならないものとしします。

○段差に接続する歩道等の部分は、車いす使用者が円滑に転回できる構造とします。

→高齢者、障がい者等が円滑に通行できるように、すりつけ部等は、段差は2cm以下とするなど通過する際に支障とならない構造とします。

→排水ますの蓋は、車いすの車輪や杖等が落ち込まないものとし、安全のために歩行者動線上に設けないようにします。

### 歩道と車道の接続部分の例



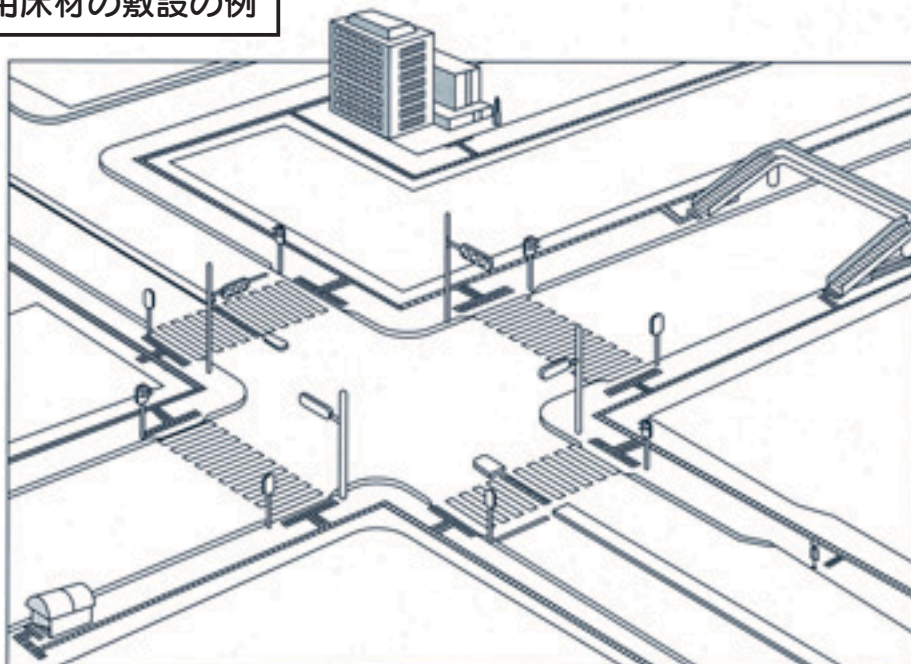
## 6. 視覚障がい者用床材

○必要に応じて、誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設します。  
・色は、原則として黄色とします。ただし、これにより難しい場合は、周囲の床材の色と明度の差の大きい色とします。  
・床材の大きさは、縦横30cmであるものを原則とします。

→敷設にあたっては、その他の歩道利用者の安全を阻害しないように配慮します。

→耐久性から、ブロックタイプの使用が望まれます。

### 視覚障がい者用床材の敷設の例



○：整備基準

♥：配慮を要する事項

→：解説

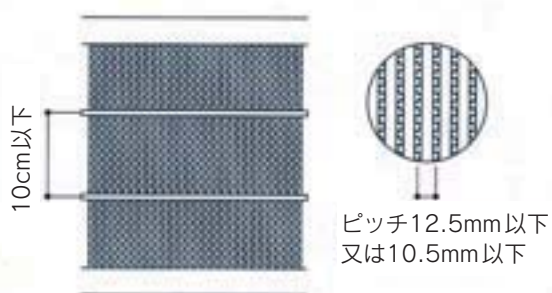
## 7. 排水溝

○歩道等に排水溝を設ける場合には、車いす車輪及び杖等が落ち込まない構造とします。

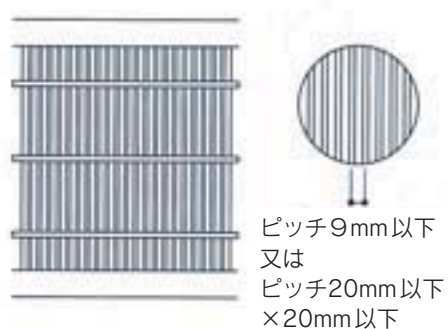
- ♥グーチングを使用する場合は、車いすの車輪が排水溝に落ち込まないよう隙間の小さい細目を採用することが望まれます。
- ♥格子蓋を使用する場合は、下肢障がい者などの歩行困難者が使用する二本杖の落下を防ぐため小さい格子穴を採用することが望まれます。

### 排水溝の蓋の構造例

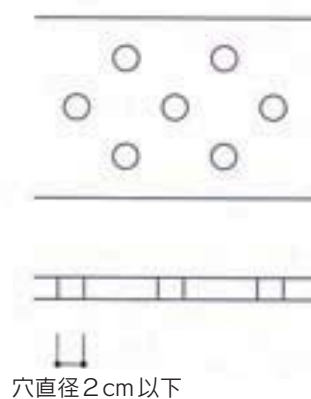
【細目型の溝蓋】



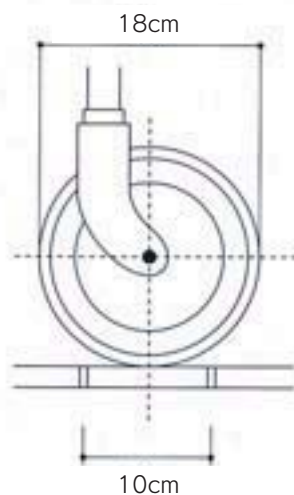
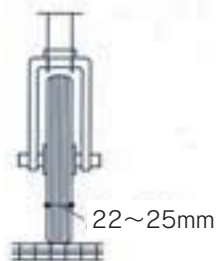
【格子型溝蓋】



【丸穴あき型溝蓋】



### 車いすの車輪（前輪）



○：整備基準

♥：配慮を要する事項

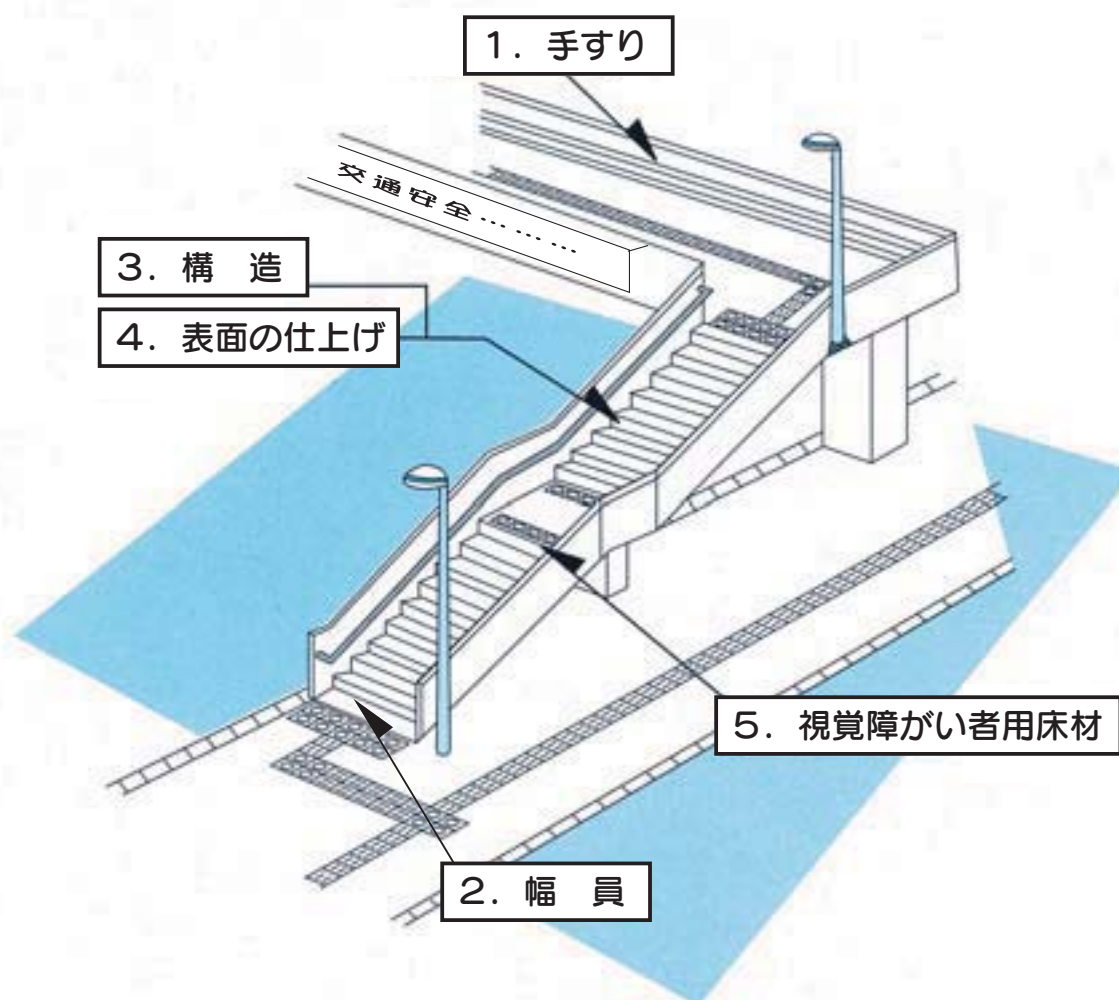
→：解説

## 2 立体横断施設

### 基本的な考え方

横断歩道橋等の立体横断施設は、高齢者、障がい者等が昇降を行う際の負担を軽減するよう配慮するとともに、安全に対しても配慮することが必要です。

### 整備項目



#### ●留意事項

- ▶ 横断歩道橋及び地下横断歩道を対象とします。
- ▶ 整備基準は、立体横断施設を、高齢者、障がい者等に配慮した構造とすることを求めています。
- ▶ 高齢者、障がい者等の円滑な移動に特に必要な場合は、エレベーター、傾斜路、エスカレーターを設けることが望まれます。

## 1. 手すり

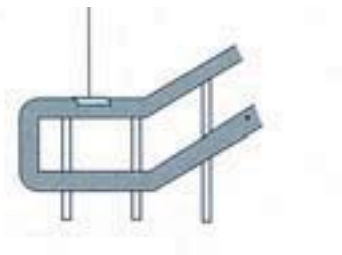
○階段、通路、傾斜路及び踊場の両側には、手すりを設けます。

♥手すりには、階段又は通路の通じる場所を示す点字で表示することが望まれます。

→けあげが15cmより大きい、又は、踏幅が30cmより小さい階段で幅員が3mを超える場合は、中間に手すりを設けます。

### 手すりの点字表示の例

点字又は記号による表示（階段又は、通路の通じる場所）



## 2. 幅員

○有効幅員は、階段は1.5m以上とし、通路は2m以上とします。

## 3. 構造

○階段には、回り段を設けないこととします。

- 階段は、踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする  
こと等により、段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい  
構造とします。
- 階段、通路及び傾斜路の両側には立ち上がり部及び柵その他これ  
に類する工作物を設けます。
- 階段又は傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5m以下の歩道  
等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに  
類する工作物を設けます。
- 階段の高さが3mを超える場合は、途中に踊場を設けます。
- 踊場の踏み幅は、直接段の場合は1.2m以上とし、その他の場合は、  
幅員の値以上とします。
- 通路には、縦断勾配及び横断勾配は設けないこととします。  
♥照明施設を連続して設けることが望まれます。ただし、夜間  
における路面の照度が十分確保される場合は、この限りではあり  
ません。

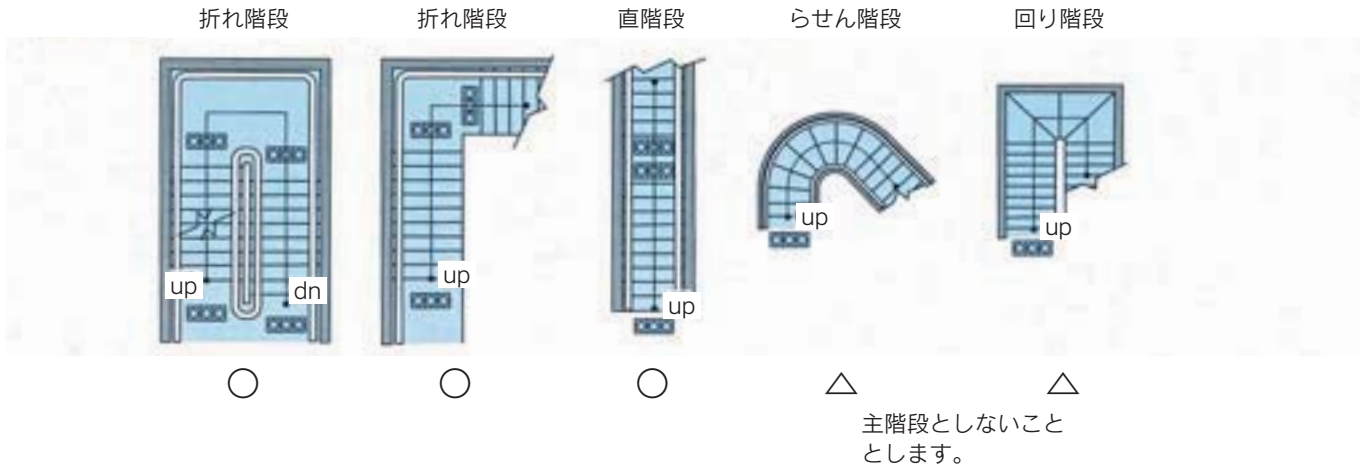
- 「回り段」とは、らせん階段や踊場に  
段差を設け（方向を変更する部分に段  
を設ける）、踏面幅が違うものをいま  
す。
- 回り段を設けないのは、高齢者等にとっ  
て同じ段の内部側と外部側の踏面幅が  
違うため、バランスを失いやすく危険  
であり、視覚障がい者等が方向を見失  
う場合もあるためです。

○：整備基準

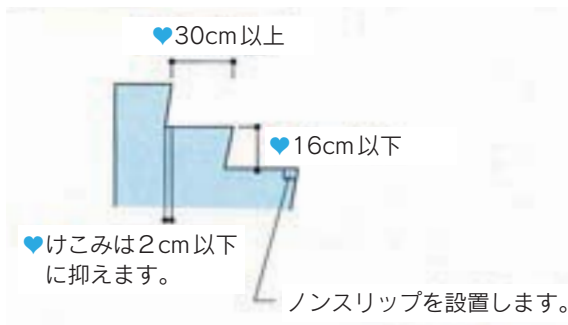
♥：配慮を要する事項

→：解説

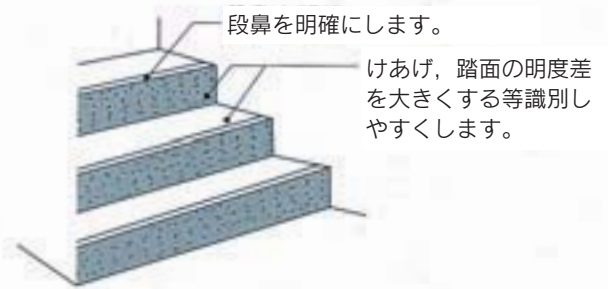
## 階段の例



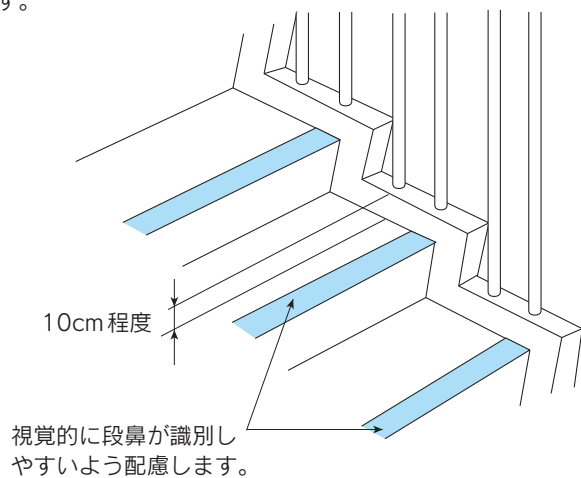
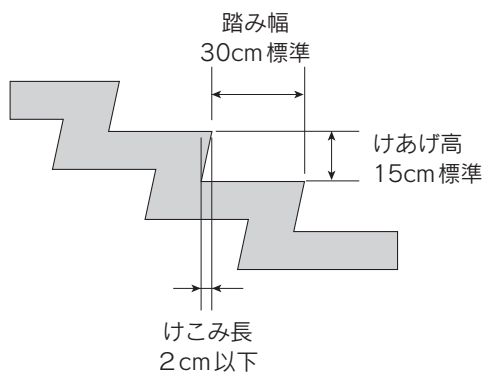
## けあげ, 踏面の例



## 識別しやすくした例



×の理由：  
つまずきや白杖の滑落等による危険性が高いと考えられるためです。



○ : 整備基準    ♥ : 配慮を要する事項    ➡ : 解説



#### 4. 表面の仕上げ

○表面は、平たんで滑りにくく、水はけのよい仕上げとします。

→「滑りにくい材料」は「Ⅲ 資料編」(P192) 参照。

→ノンスリップを設けることは、滑り止めの手段として有効ですが、金属製のものは、杖が滑りやすいのでできる限り避けます。

#### 5. 視覚障がい者用床材

○必要に応じて、階段の上端に近接する歩道、傾斜路及び踊場の部分には、誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設します。

- ・色は、原則として黄色とします。ただし、これによりがたい場合は、周囲の床材の色と明度の差の大きい色とします。
- ・床材の大きさは、縦横30cmであるものを原則とします。

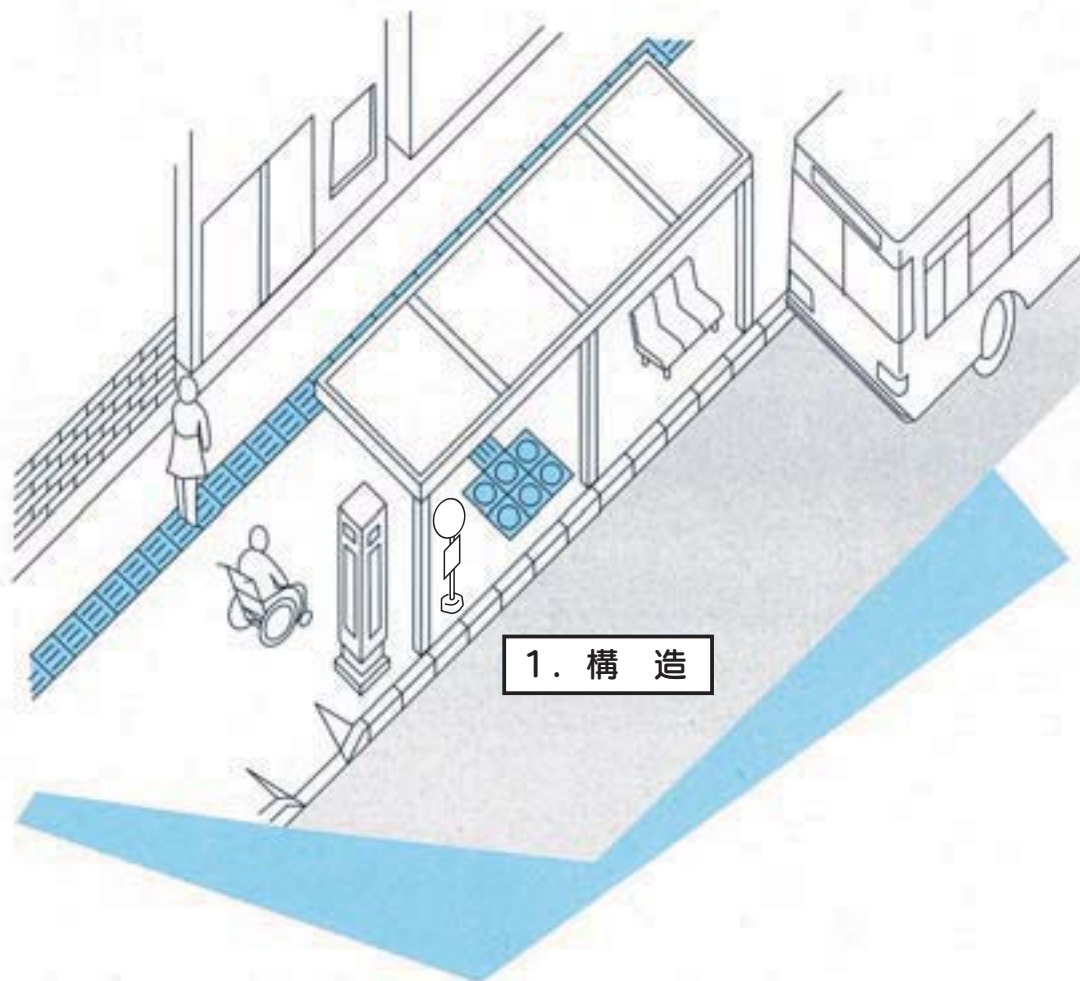
→敷設にあたっては、その他の歩道利用者の安全を阻害しないように配慮します。

# 3 乗降車場

## 基本的な 考え方

バスやタクシーは、高齢者、障がい者等の移動手段として大きな役割を果たしているため、乗降車場は、これらの人の利用に配慮することが必要です。

## 整 備 項 目



### ● 留意事項

- ▶ バスやタクシーの乗降車場を対象とします。
- ▶ 整備基準は、乗降車場を、高齢者、障がい者等に配慮した構造とすることを求めています。

## 1. 構造

○バス及びタクシーの乗降車場は、上屋、ベンチの設置その他高齢者、障がい者等に配慮した構造とするよう努めます。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、この限りではありません。

→「高齢者、障がい者等に配慮した」とは、上屋、ベンチの設置のほか、行き先、運行系統、時間表等のわかりやすい案内板の設置等が考えられます。

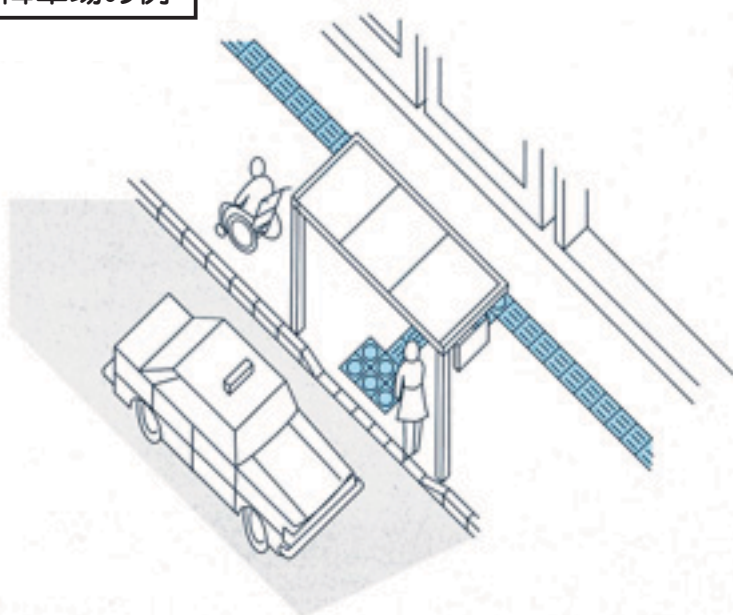
→ベンチは固定式とし、歩道の有効幅員を確保するうえで、障害とならないようにします。

○バスの停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15cmを標準とします。

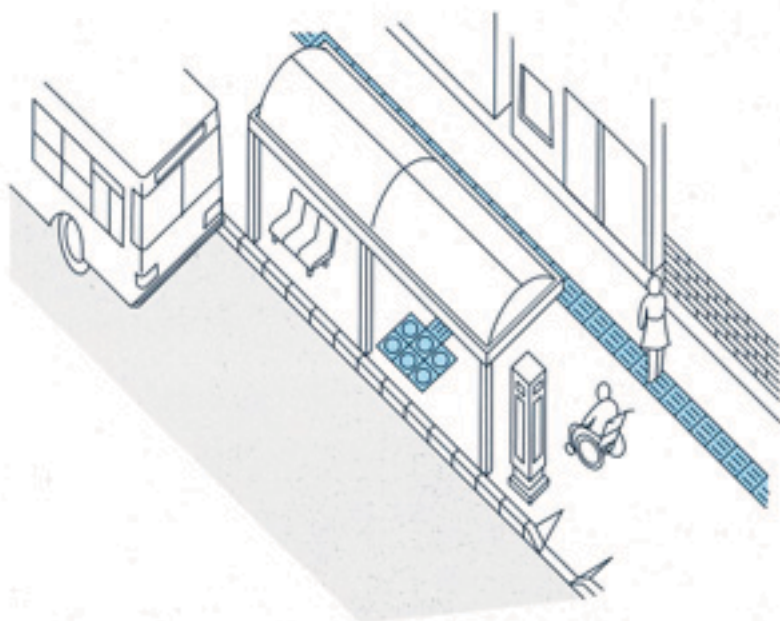
♥案内板は、点字による表示を併せて行うことが望まれます。

♥視覚障がい者の利用が多く、音声による誘導が効果的な箇所には、音声誘導装置等を設置することが望まれます。

### フラット構造の乗降車場の例



### マウントアップ構造の乗降車場の例



○：整備基準

♥：配慮を要する事項

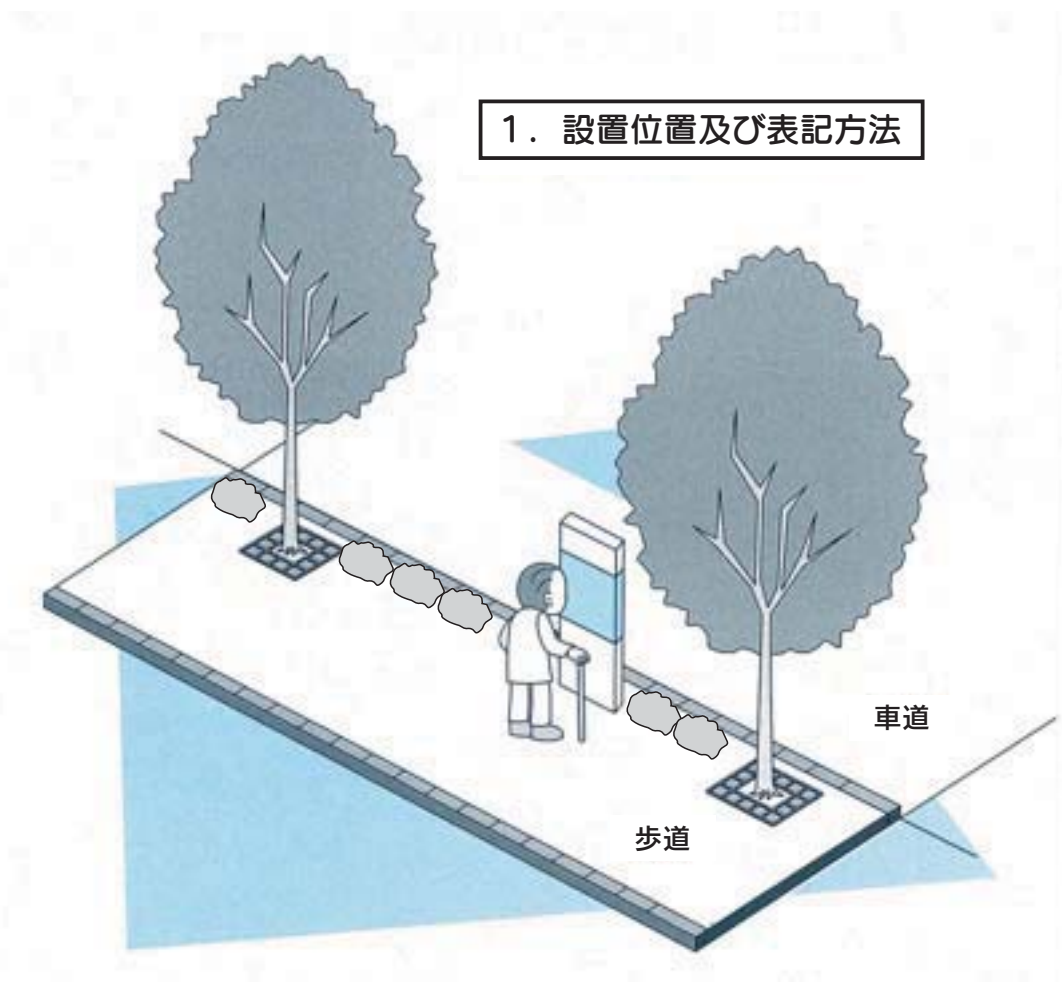
→：解説

# 4 案内表示

## 基本的な考え方

案内表示は、設置位置に配慮しながら、すべての人が目的の場所に安全かつ確実に到達できるよう、適切に情報提供が行われることが求められます。特に、高齢者、障がい者等に配慮したものとすることが必要です。

## 整備項目



### ●留意事項

- ▶ 歩道等に設ける案内表示を対象とします。
- ▶ 整備基準は、高齢者、障がい者等に配慮した構造とすることを求めています。

## 1. 設置位置及び表記方法

○道路の要所には、必要に応じて公共施設等の案内表示を整備します。

○案内表示は、高齢者、障がい者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置位置、表記方法等に配慮したものとします。

♥点字、音声その他の方法により視覚障がい者を案内する設備を設けることが望まれます。

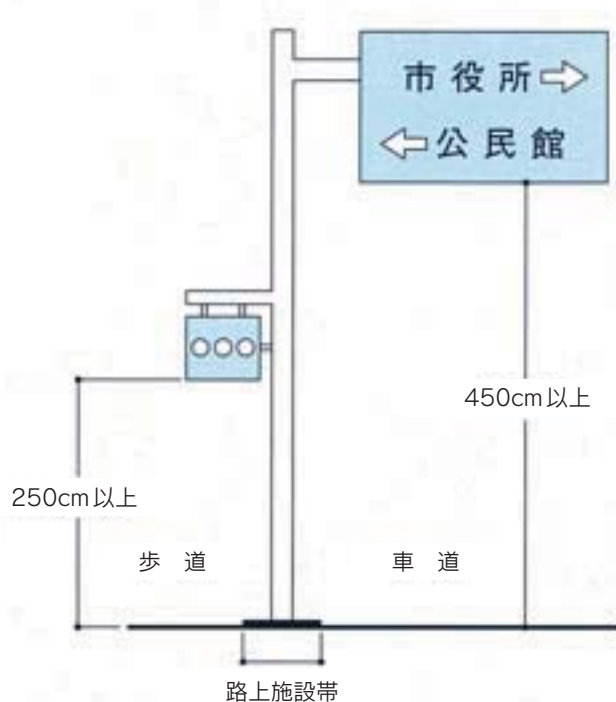
→安全かつ確実に目的地に到達できるように主要な交差点や分岐点等に案内表示を設置します。

→高さは、車いす使用者に配慮します。

→文字の大きさ及び色等は、高齢者、障がい者等に配慮します。

→設置位置及び方向については、案内表示を見る人や案内表示自体が他の歩行者の通行を妨げないように配慮します。

### 案内表示の整備の例

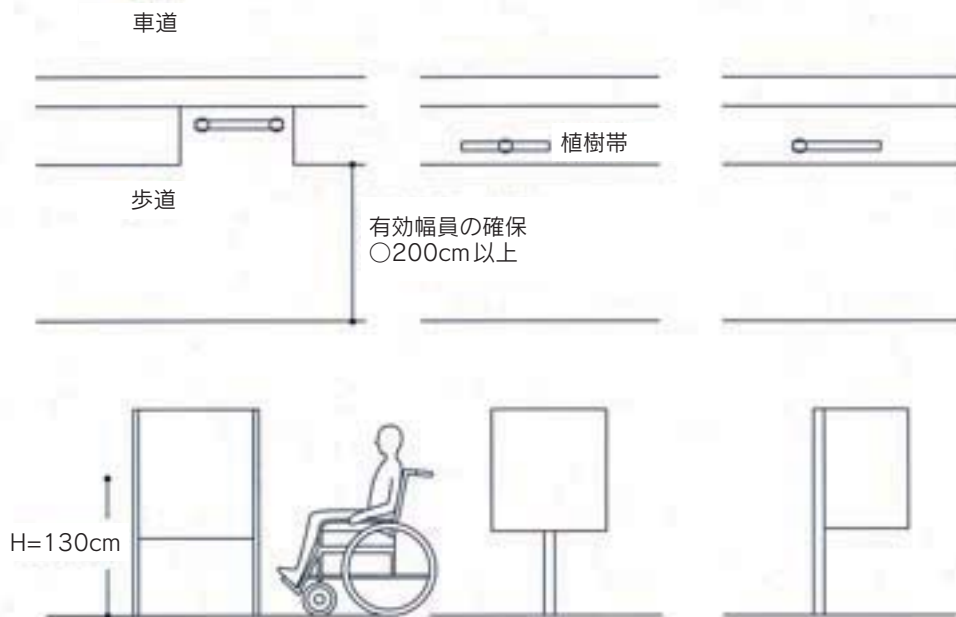


○：整備基準

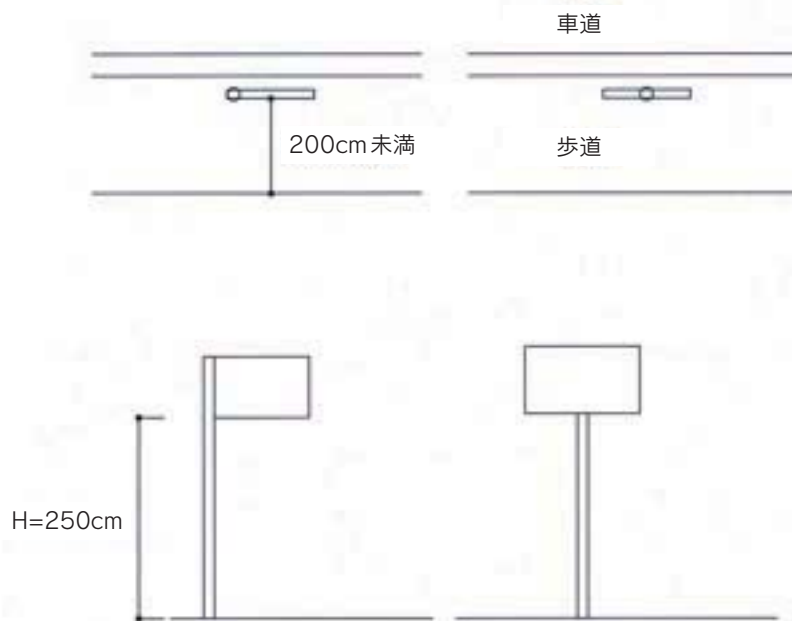
♥：配慮を要する事項

→：解説

歩道の幅員が確保でき、歩行の妨げにならない場合の例



歩道の幅員が確保できない場合の例



○：整備基準

♥：配慮を要する事項

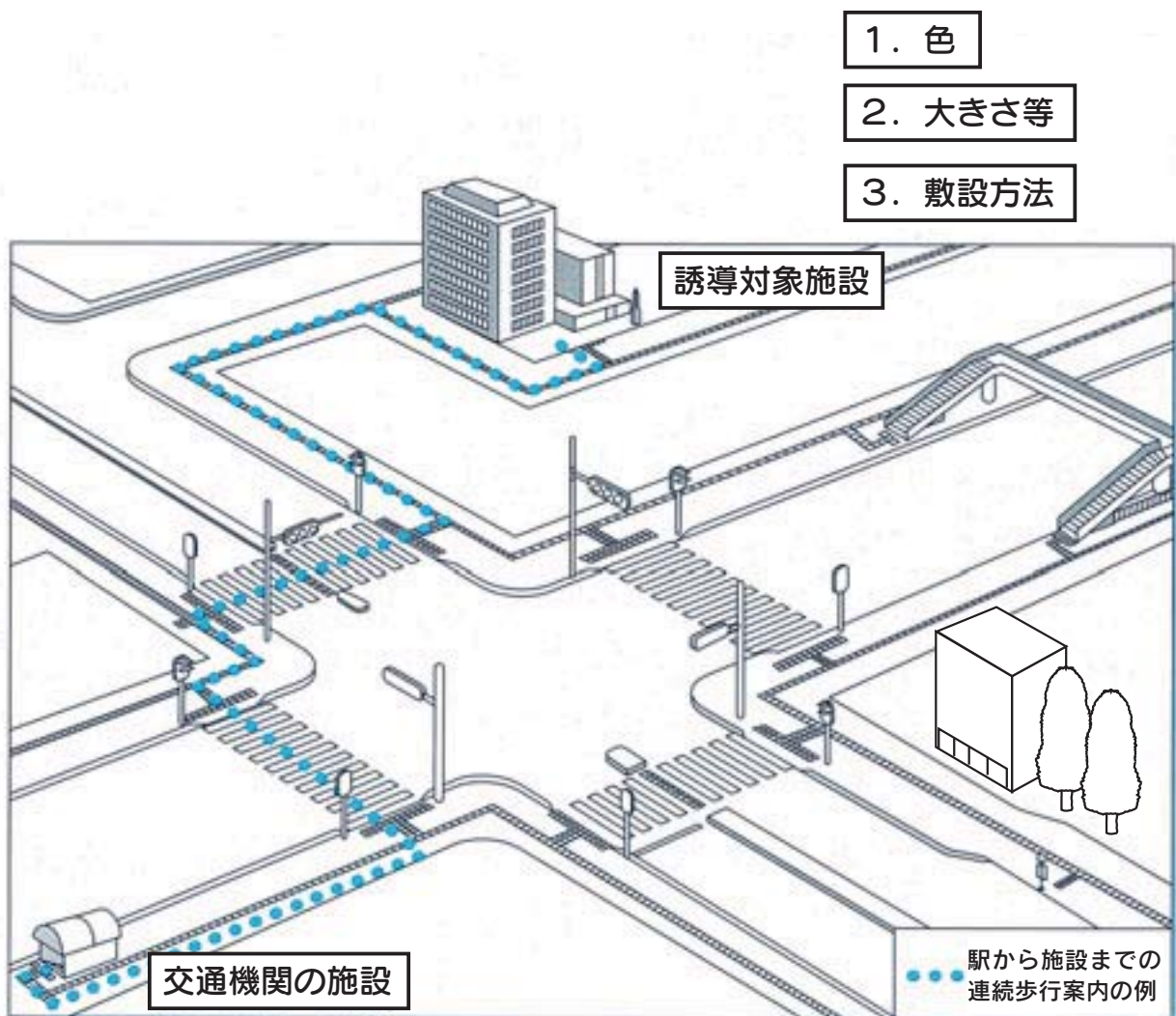
➡：解説

# 5 視覚障がい者用床材

## 基本的な考え方

視覚障がい者用床材は、視覚障がい者にとって方向の誘導や危険回避のための有効な手段です。周囲の状況等を考慮し、視覚障がい者が容易に確認でき、わかりやすい方法で敷設することが必要です。

## 整備項目



### ● 留意事項

- ▶ 歩道、立体横断施設の通路等には、視覚障がい者が円滑な移動をするために必要な箇所に視覚障がい者用床材を敷設します。

## 1. 色

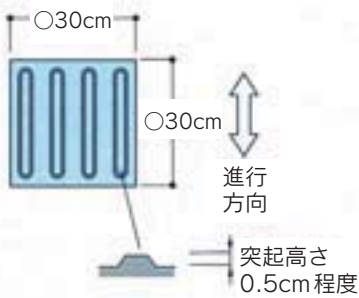
○原則として黄色とします。ただし、これによりがたい場合は、周囲の床材と明度の差の大きい色とします。

→ 「Ⅲ 資料編」(P194) 参照。

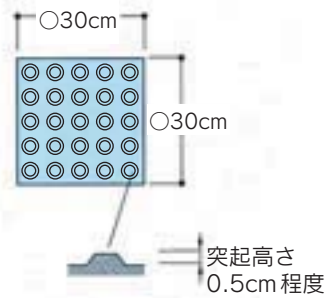
## 2. 大きさ等

○床材の大きさは、縦横30cmで J I S 規格 T9251 に適合するものを原則とします。

### 誘導用床材（線状ブロック）

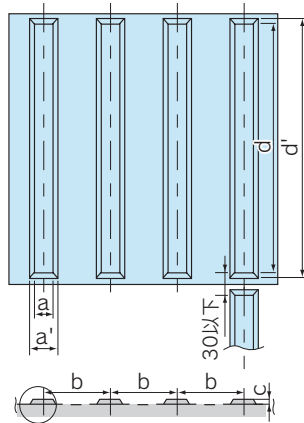


### 注意喚起用床材（点状ブロック）



#### <線状ブロックの形状・寸法及び配列>

- ・線状突起の形状・寸法及びその配列は下図のとおりとします。
- ・線状突起の本数は4本を下限とし、ブロック等の大きさに応じて増やします。
- ・このブロック等を並べて敷設する場合は、ブロック等の継ぎ目（突起の長手方向）における突起と突起の上辺部での間隔は、30mm以下とします。



単位：mm

記号	寸法	許容差
a	17	+1.5 0
a'	a+10	
b	75	
c	5	+1 0
d	270以上	
d'	d+10	

○：整備基準

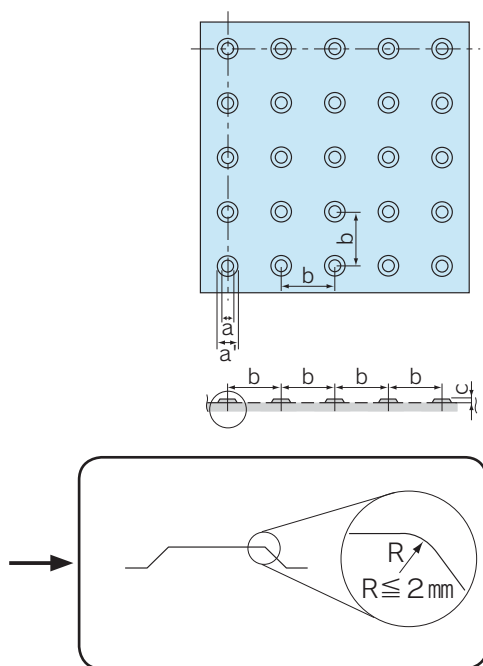
♥：配慮を要する事項

→：解説



### <点状ブロックの形状・寸法及び配列>

- ・点状突起の形状・寸法及びその配列は下図のとおりとします。
- ・点状突起を配列するブロック等の大きさは300mm（目地込み）四方以上とします。
- ・点状突起の数は25（5×5）を下限とし、ブロック等の大きさに応じて増やします。
- ・このブロック等を並べて敷設する場合は、ブロック等の継ぎ目部分における点状突起の中心間距離を、b寸法より10mmを超えない範囲で大きくしてよいこととします。



単位：mm

記号	寸法	許容差
a	12	+1.5 0
a'	a+10	
b	55~60	+1 0
c	5	

### 3. 敷設方法

○歩道、立体横断施設には、必要に応じて、誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設します。

♥視覚障がい者が円滑な移動をするために、必要な箇所に、音声により案内する設備を設けることが望まれます。

→耐久性から、ブロックタイプの使用が望まれます。

○：整備基準

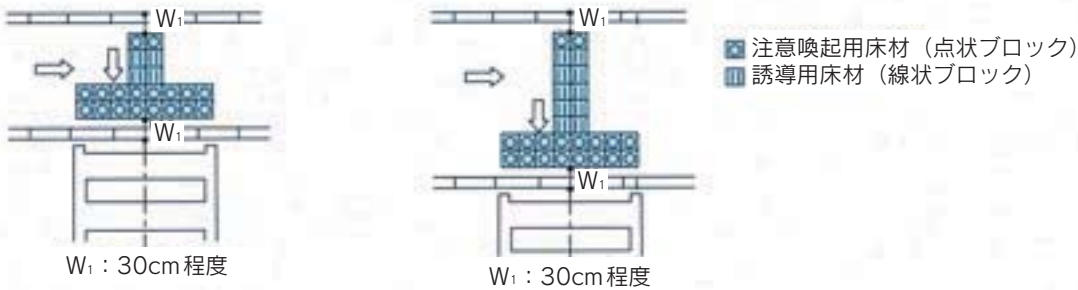
♥：配慮を要する事項

→：解説

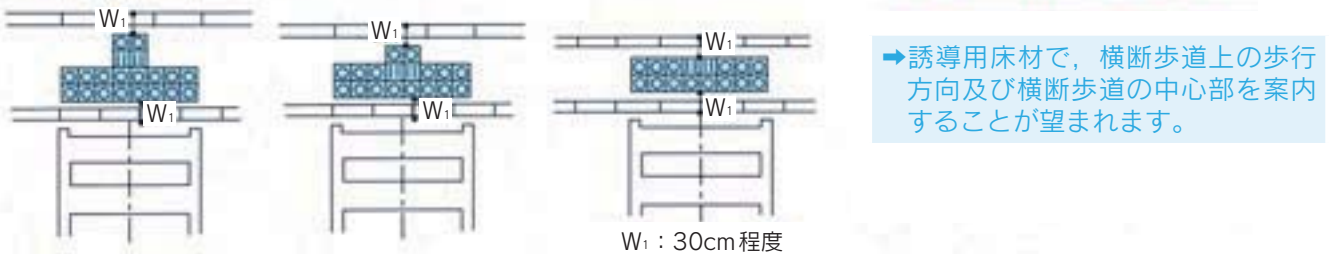
## 横断歩道口の敷設の例

視覚障がい者が横断歩道上を歩行できるよう横断歩道前に、誘導用床材で歩行方向及び横断歩道の中心部を案内するようにします。

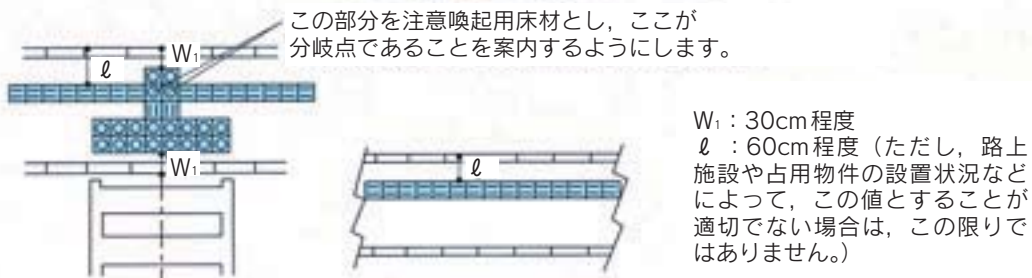
### 【歩道幅員が広い場合】



### 【歩道幅員が狭い場合】



### 【継続的直線歩行を案内している場合】



### 【信号柱等の構造物がある場合】

### 【自転車横断帯がある場合】

### 【横断歩道が斜めの場合】

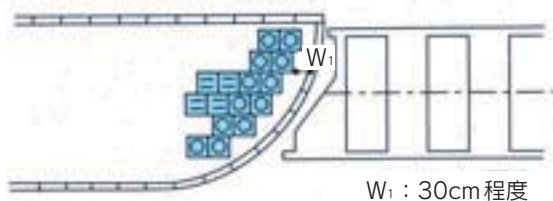


○ : 整備基準    ♥ : 配慮を要する事項    → : 解説

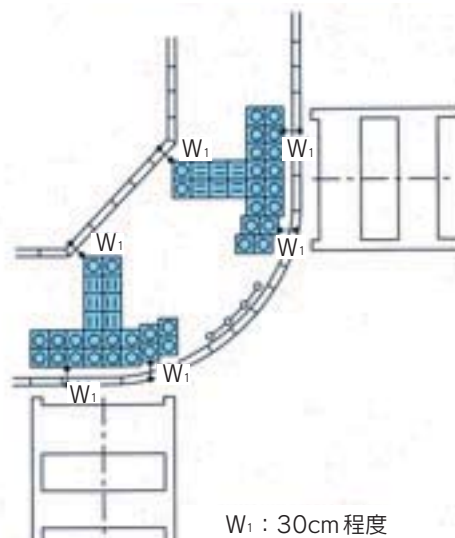
## 歩道巻込部の敷設の例

歩道巻込部は、大別すると2種に分かれます。進行する一方向のみに横断が生じる場合と、2方向もしくは3方向に横断が生じる場合があります。いずれの場合も、誘導用床材で横断方向及び歩行位置を案内するようにします。

【歩道幅員が広い場合】



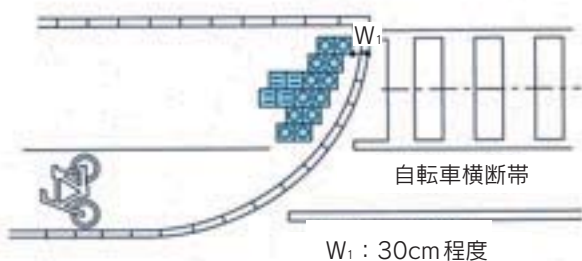
【2方向に横断が生じる場合】



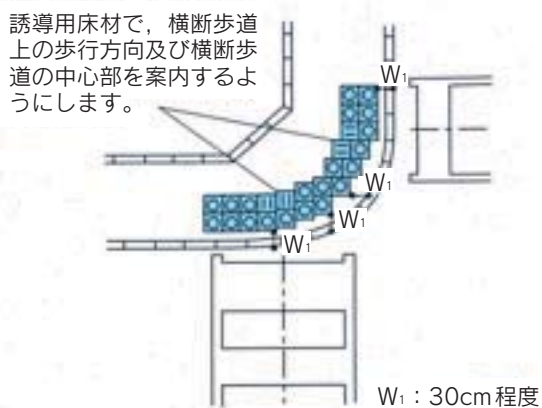
【歩道幅員が狭い場合】



【歩道上、自転車の通行すべき部分が指定されている場合】



【横断歩道が近接している場合】



○：整備基準

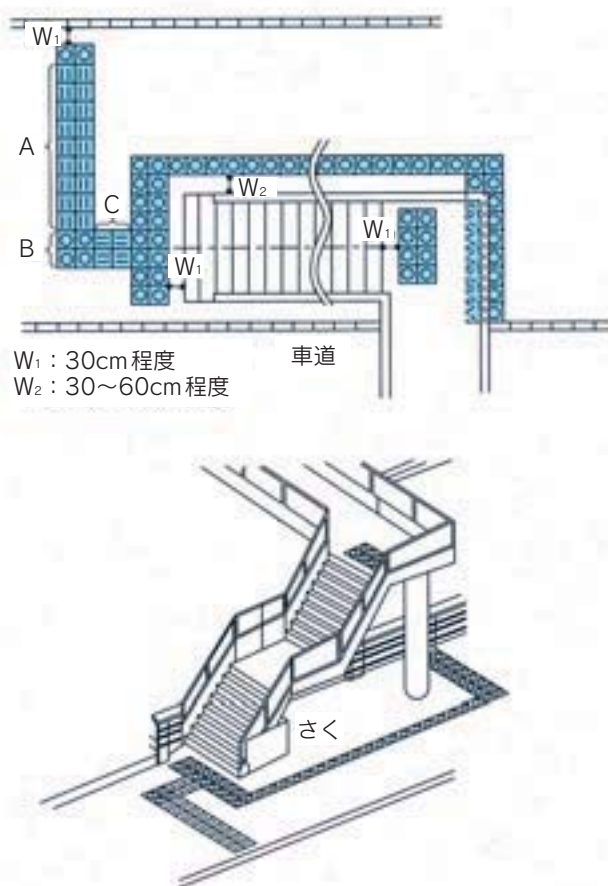
♥：配慮を要する事項

→：解説

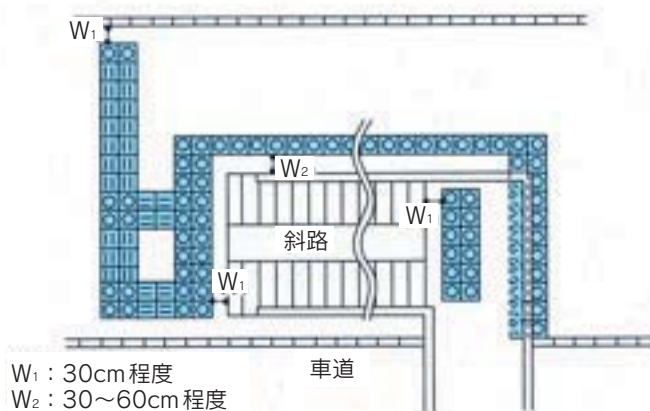
## 横断歩道橋の昇降部の敷設の例

横断歩道橋の昇降部へは、誘導用床材により誘導し、注意喚起用床材で昇降部の位置を示すようにします。  
また、視覚障がい者が横断歩道橋の橋脚等に接触することのないような措置を講じるようにします。

### 【横断歩道橋の例】



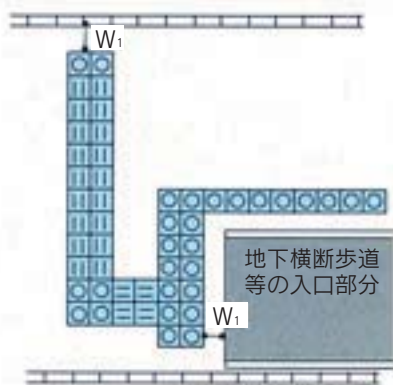
### 【斜路付階段のある横断歩道橋の例】



## 地下横断歩道の昇降部の設置の例

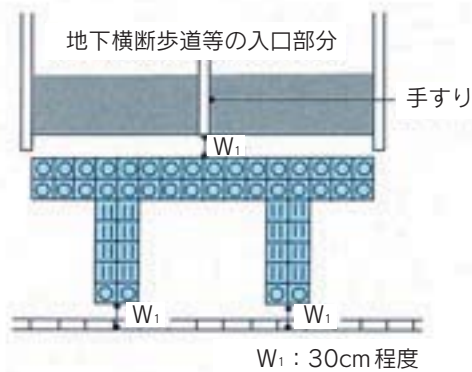
地下横断歩道の昇降部には、横断歩道橋の場合と同様な考え方で、誘導用床材及び注意喚起用床材を設置するようにします。

【地下横断歩道の入口部分の方向が歩道上の歩行方向と一致している場合】



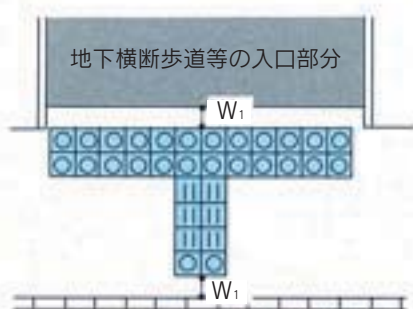
$W_1$  : 30cm程度

【地下横断歩道の階段の中央ブロックに手すりがある場合】



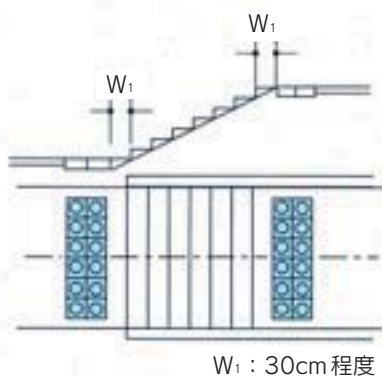
$W_1$  : 30cm程度

【地下横断歩道の入口部分の方向が歩道上の歩行方向に対して直角方向である場合】



$W_1$  : 30cm程度

## 階段の敷設の例



$W_1$  : 30cm程度

○ : 整備基準

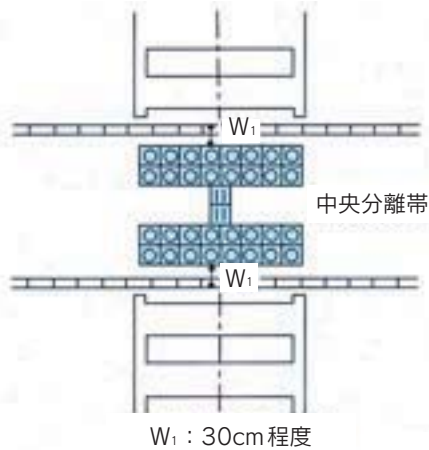
♥ : 配慮を要する事項

→ : 解説

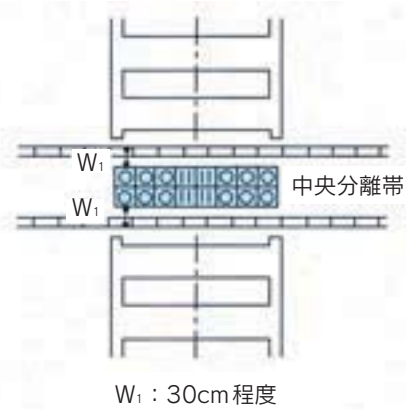
## 中央分離帯の敷設の例

中央分離帯には、横断歩道の幅を示す注意喚起用床材、歩行方向及び横断歩道の中心部を示す誘導用床材を設置するようにします。

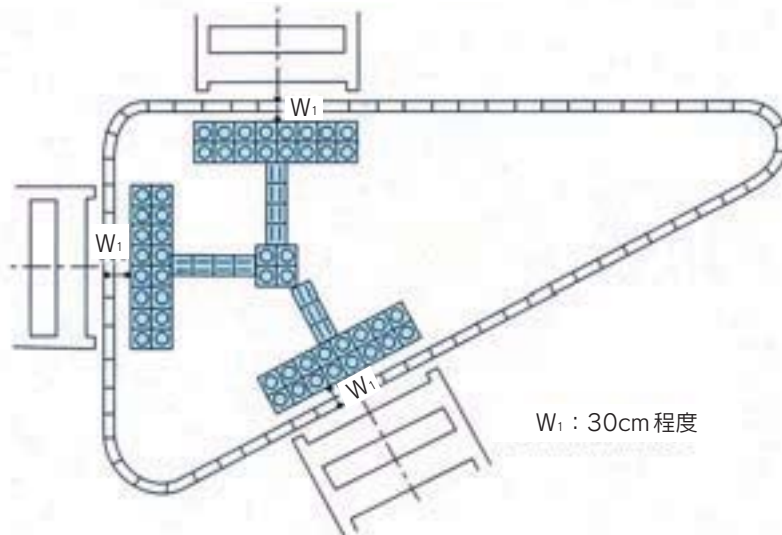
【広い中央分離帯の場合】



【狭い中央分離帯の場合】



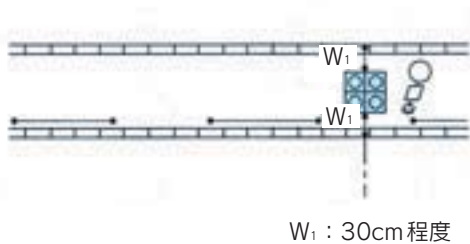
【交通島の場合】



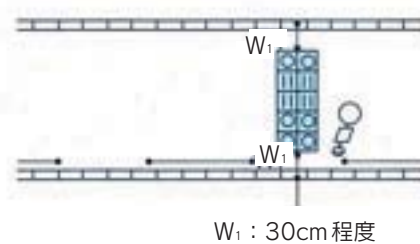
## バス停部の敷設の例

バス停部では、バスの昇降口を案内するようにします。

【歩道幅員が狭い場合】



【歩道幅員が広い場合】



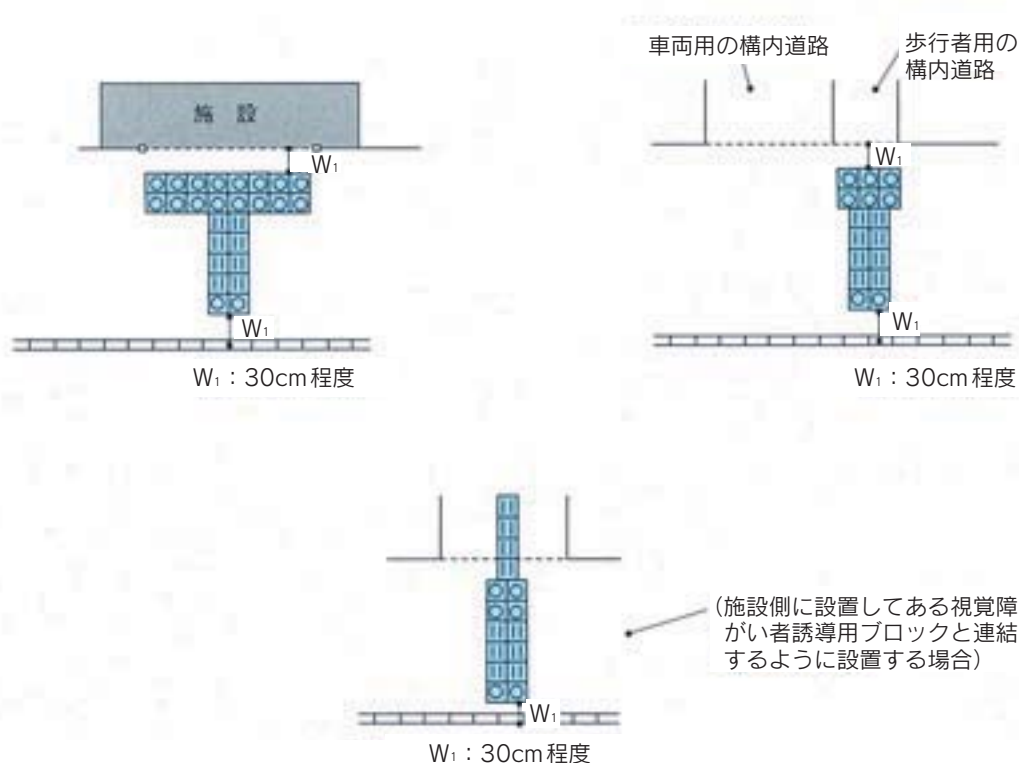
○：整備基準

♥：配慮を要する事項

➡：解説

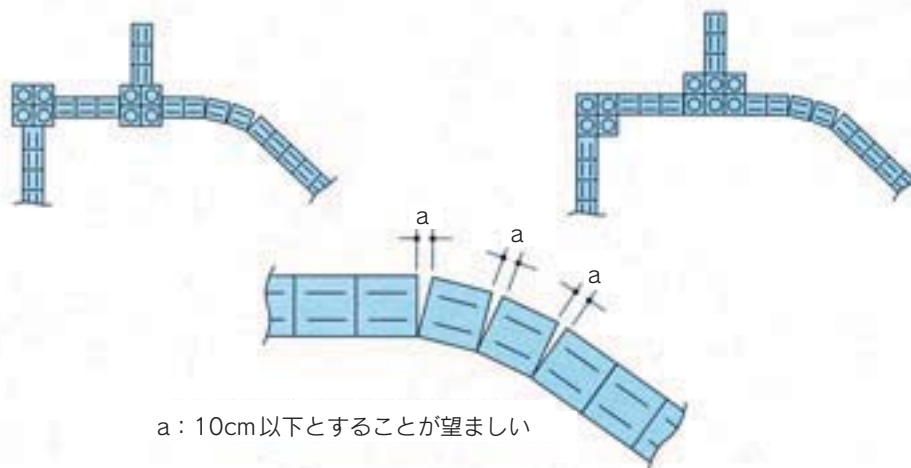
## 施設等入口部の敷設の例

公共施設等へは、誘導用床材により誘導し、その誘導位置は、構内道路の位置等にあわせるようにします。



## 屈折・屈曲及び分岐点の敷設の例

直線部分は、誘導用床材1枚幅で案内し、歩行方向を変更する必要がある箇所には、原則として注意喚起用床材を設置して視覚障がい者に注意を促すようにします。なお、平板床材舗装の場合には、誘導用床材と平板床材との配列を考慮して下図のような設置とすることも考えられます。



○ : 整備基準

♥ : 配慮を要する事項

➡ : 解説